

## 意見陳述

沖縄県知事の玉城デニーでございます。

本日は、意見陳述の機会を与えていただきましたことに、感謝申し上げます。

本件訴訟の口頭弁論にあたり、私の意見を申し上げます。

最初に申し上げたいことは、この裁判では、「日本国憲法が保障する地方自治の理念・尊厳を守る覚悟」が問われているということです。

かつて沖縄では、自治権の行使が著しく制限され、自らの判断と責任において自らの進む途を決めることが許されなかった歴史を経験しております。

我が国の憲法が地方自治の理念を掲げ、全国の自治体がその価値を享受していた傍らで、米軍施政権下の沖縄にあっては、それは当然に認められるものではありませんでした。

そのような状況にあっても沖縄の人々は、決して屈することなく、自治の実現を求め声を上げ続けてきたのであり、沖縄にとって「自治」とは、苦難の時代を経て、その確立が渴望されてきたひとときわ重い意味を持つ言葉であり、尊厳そのものなのです。

残念ながら、戦後75年余が経過し、本土復帰50年という大きな節目を来年に控えた今日に至っても、沖縄は「自治」の確立を求め、声を上げなければならない状況に置かれております。

現在もなお、国土面積の約0.6パーセントしかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約70.3パーセントが集中しております。

広大な米軍基地に起因する事件や事故、騒音や水質汚染を始めとする環境問題などは、県民の生命と生活に深刻な影響を与えるとともに、その存在は沖縄の経済発展をフリーズさせております。

このような沖縄の過重な基地負担については、多くの県民が差別的な状況にあると感じております。

また、平成31年2月に行われた辺野古埋立ての賛否を問う県民投票では、投票者総数の7割以上という圧倒的な反対の民意が示されております。県民が主体となって考え、行動し、その意志を明確に示した県民投票の結果は、まさに、「自らの地域のことは自ら決める」という地方自治の理念を体現するものです。

しかしながら政府は、このような結果を一顧だにせず、県の求める対話に応じることもなく、現在も埋立工事を強行し続けております。

このようなことが、どれだけ県民の心を傷つけ、地方自治の理念を踏みにじるものであるのか、言葉では言い尽くせないほどの不合理さを感じざるを得ません。

そして今、政府によって、地方自治の理念・尊厳を脅かす新たな事態が生じております。

改めて申し上げますが、県は、公有水面埋立法の要件を充足していないことなどを理由として、平成30年8月に辺野古埋立工事に係る埋立承認を取り消しております。

これに対して、沖縄防衛局長は行政不服審査制度を用いて審査請求を行い、これを受けて、平成31年4月に国土交通大臣は県の埋立承認取消しを取り消す裁決を行っております。

国が、地方に対して自らの意向を押し通すための手段として、私人の権利利益の救済制度である行政不服審査制度を用いることが認められてしまえば、地方自治は保障されなくなってしまう。

県は、裁決の取消しを求める本件訴訟において、軟弱地盤の存在や環境保全措置の不備等の辺野古埋立工事の問題点を具体的に示しながら、埋立承認取消しが適法に行われたものであることや、県が適法に訴えを提起できることなどについて、丁寧に主張し、十分な審理を行うことを求めてきました。

しかしながら、原審では、口頭弁論がわずか2回開かれただけで本案の審理に入ることなく結審し、県が、未だ審理が十分に行われていないとして弁論の再開を求めていたにもかかわらず、県の訴えを却下しております。

原審において、裁判所は、法定受託事務に係る自治体の処分に対し、国が裁決の形式を用いてこれを覆した場合に、自治体側が司法の場でその是非を争うことを大幅に制限する判断を行いました。

また、自治体側に司法上の救済の途がないとしても、そのことが自治体の自治権を侵害するものとして、違憲又は違法であるとまではいえないと結論付けております。

このような裁判所の判断が認められてしまえば、法定受託事務について、政府は、裁決の形式を取ることによって容易に自治体の判断を覆すことができ、自治体側には救済の途が全くないこととなります。

本件裁決に関しては、令和2年3月に、地方自治法上の関与には当たらないとする最高裁の判断が示されており、同法に基づいて裁決に係争する途が閉ざされております。

仮に、行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟においても、処分を取り消された自治体側が裁決の取消しを求められないとすれば、違法な裁決が存在し続ける事態に陥りかねず、このような不合理な結果は、到底容認できるものではありません。

また、今回の裁判において、国は、国土交通大臣の裁決が正しいとする理由を一切述べておらず、県が主張する裁決理由の誤りに対しても、何ら反論を行っておりません。

国において、裁決理由が本当に正しいと考えているのであれば、県の主張に真っ向から反論し、自らの正当性を堂々と主張できたにもかかわらず、殊更に実体審理に入ることを避け続けてきたのです。

今般、国が提出した答弁書では、仮に裁決に違法があったとしても、その違法は、権利利益を侵害された当事者すなわち沖縄防衛局等が提起する訴訟で是正されることはあっても、処分庁である沖縄県が審査庁たる国土交通大臣を被告として提起した訴訟で審理され、是正されるべき性質のものではないと主張しております。

このことはつまり、県の主張がいかに正しく、国土交通大臣の裁決の理由に誤りがあるとしても、県が提起する訴訟において裁判所が判断すべきことではないとするものです。

しかしながら、当該裁決を根拠に埋立工事を行う沖縄防衛局が、裁決の違法を求めることはあり得ず、結局のところ、大臣が違法な裁決を行ったとしても、それが取り消される可能性は相当に低いと考えているということです。

このような主張を踏まえれば、国側は、最初から県の主張を封じることを目的として行政不服審査制度を濫用したものであり、翻って言えば、県が指摘した埋立事業の問題点がいかに本質を突き、理にかなっているため、真正面から争うことを避けたものと言わざるを得ません。

法令により権限と責任を委ねられた知事として、私は、今でも県の埋立承認取消しの判断は正しいと考えております。

しかしながら、原審において、国は裁決の正当性を一切示さず、裁判所も何ら検証を行っていないため、辺野古埋立工事の問題点は県民には何一つクリアにならないまま、現在も工事は続いております。

責任を有する者が適法に行った判断を、違法な裁決によって覆されたにもかかわらず、誰もその誤りを正すことができないという現状は、法治国家として、果たして有るべき姿と言えるのでしょうか。

原審の判断について、厳しく申し上げるならば、地方自治の尊厳など無きに等しいと突き放したようなものです。

県としては、裁決の形式を用いて自治体の自治権を侵害する国の行為を黙認し、司法による救済の途を否定する原審の判断は、到底受け入れることができません。

何より、地方自治の担い手として、その尊厳の確立を責務とする知事として、この問題に声を上げ続けなければなりません。

最後になりますが、この裁判で争われている問題は、決して沖縄や辺野古埋立工事だけの問題ではなく、全ての自治体にとって現実に起こりうることであり、「日本国憲法が保障する地方自治の理念・尊厳」に対する重大な危機なのであります。

このことから、県は、審査請求の手續を通じて大臣が知事の処分を取り消すことができる裁定的関与の見直しについて全国知事会に提案し、去る6月の会議においてこれが提言書に盛り込まれたところです。

一方で、司法がこの問題の本質から目を背けてしまえば、自治体の未来に取り返しのつかないダメージを与え、司法そのものに大きな汚点を残してしまうこととなります。

私たちは、決して国と争いたい訳ではなく、対話によって問題を解決することを本望としております。

しかしながら、沖縄における過重な基地負担の解消を図り、国と地方が対等・協力の関係において、憲法が保障する地方自治の理念を実現するためには、地方自治を脅かすこの問題を見過ごしてはなりません。

苦難を乗り越えてきた先人の方々の思いを受け継ぎ、未来を担う子どもたちに同じような負担を押し付けないためにも、私たちは、声を上げ続けなければならないのです。

裁判所におかれましては、我が国の憲法が司法に託した「法の番人」としての矜持と責務の下、国と地方が本来有るべき姿を取り戻すため、地方自治の尊厳を踏みにじるかのような不正義を正し、自治体の未来を切り開く公正な判断をされるよう希望いたします。

以上